

新型コロナウイルス感染症にかかる 国民健康保険の傷病手当金の支給に ついて

八雲町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給します。

【対象者(次の4つの条件すべてに該当する方)】

- (1) 八雲町国民健康保険の被保険者の方
- (2) 勤務先から給与の支払いを受けている方
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方(4日間以上)
- (4) その就労できなかった期間について給与の全額又は一部が支給されなかった方

【支給期間】

労務に服することができなかった日(4日目)から労務に服することができない期間

【支給額】

(直近の継続した3ヶ月間の

給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 日数

※ただし、給与収入の全部又は一部を受け取ることができないものに対しては、これを受け取ることができない期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受け取ることができない給与の額が、上記の方法で算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給します。支給額には上限があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月間まで)

【申請方法】

申請の詳細については、左記へお問い合わせください。後日、申請書等資料および返信用封筒を送付いたします。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (5万円/1世帯)の申請はお済みですか？

国は、令和4年9月9日に開かれた「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰に対応するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付することを決定しました。

八雲町では12月上旬に下記の支給対象者①に該当すると見込まれる方に対し、書類を郵送しております。申請がお済みでない方は、申請期日までにお手続きください。

また、②に該当の方は、八雲町役場住民生活課社会係にてお手続きください。

【給付対象(給付要件)】

①住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日時点)において、八雲町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

※課税者の扶養となっている方などの世帯や課税される所得があるにも関わらず未申告である方がいる世帯などは対象外です(離婚や死別を除く)。

②家計急変世帯

令和4年1月から12月までの間に、予期せず家計が急変し、世帯員全員の1年間の収入(所得)見込額が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付の対象となる方は、申請日時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要です。

申請には、収入額がわかるもの(給与明細書、帳簿、確定申告書、源泉徴収票など)の添付が必要になります。申請様式は、町HPにてダウンロードしていただくか、役場窓口にてお受け取りください。

【申請期限】2月28日(火) ※郵送の場合は、当日消印有効

【問い合わせ先・給付金の確認(申請)書の提出先】

住民生活課社会係 ☎0137-62-2112

